

【別紙様式】

<p>鳥取県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている航空事業者への支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	航空会社の着陸料及び停留料の減免を実施する者に対する支援金の交付		
総事業費 (千円)	25,242千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	25,242千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける航空会社の着陸料及び停留料の減免を行い、県の経済活動を支える航空ネットワークを維持する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 鳥取空港の定期便の着陸料及び停留料を45%減免する。 当該減免によって鳥取空港運営権者の減収分を支援する交付金。 支援金：25,242千円（=使用料年額56,092千円×追加減免45%） ※支援金は、今後（年度末）実績によって変更する。</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 航空会社の着陸料及び停留料の減免を実施する者（鳥取空港ビル株式会社）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 鳥取空港の運営権者である鳥取空港ビル株式会社が、定期航空便に係る着陸料及び停留料を航空会社から徴収している。ここで、県が運営権者に当該航空会社への減免を依頼し、運営権者が減免することによって生じた減収分について、県が地方創生臨時交付金を活用して運営権者に支援する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響による航空会社の厳しい経営状況等を支援することによって、県の経済活動を支える航空ネットワークを維持する。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>定期航空便を運航する航空会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う旅客需要の大幅な減少等によって、厳しい経営状況等となっている。</p> <p>このため、定期航空便に係る着陸料及び停留料を同航空会社から徴収している運営権者である鳥取空港ビル株式会社に減免を依頼し、当該減免に係る減収分について、県が支援金を交付する。</p> <p>なお、同航空会社を支援する本事業は、地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		